

ジェンダーの視点に立った社会科学の再構築 —「社会的性差による不利益」をなくすために



法学研究科 総合法制専攻 現代市民法講座
教授

辻村 みよ子 TSUJIMURA, Miyoko

1949年、東京都生まれ。一橋大学大学院法学研究科博士課程単位取得（法学博士）。日本学術会議会員、ジェンダー法学会理事長、日本公法学会理事、内閣府男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会専門委員ほか、様々な団体にて役員を務める。東北大学大学院法学研究科教授、東北大学ディスティングイッシュト・プロフェッサー。

<http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe>

かつてジェンダーの問題は、主に社会学の立場から議論してきた。しかし辻村みよ子教授は、憲法学やジェンダー法学の領域からアプローチをすることにより、これまで見落とされてきた「法の中のジェンダー問題」を浮き彫りにした。例えば、女性だけが離婚後6カ月間の再婚禁止になる規定。また女性にとっての不利益だけでなく、顔に傷を受けた際の賠償金額が女性に比べ男性の方が低いという現行法の合憲性。さらには、平和・徴兵制とジェンダー問題など。憲法上に存在する、性差にまつわる視点を法学界へ持ち込み、人権論の根源的解明という立場に立って議論の俎上へと載せてきた。

辻村教授は現在、G-COE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」プログラムの拠点リーダーを務め、多くの国際シンポジウムを主宰。G-COEの研究成果として出版した著書『憲法とジェンダー』が、先日昭和女子大学女性文化研究賞を受賞した。本書で扱ったポジティブ・アクション、クォータ制など数々の問

題提起が、政策にも還元できるものであるとの評価によるものだ。

辻村教授がジェンダー法学へ携わるきっかけとなったのは、修士課程時代に留学したパリで出会ったオランプ・ドゥ・グージュの著作『女性の権利宣言』である。当時「男の学問」とされていた法学を女性が学び続ける苦勞の渦中にあった辻村教授は、フランス人権宣言を「女性の人権を度外視したものだ」と言い切ったこの著作に多大な感銘を受け、帰国後翻訳。初めて日本へ紹介したことが、現在の活動の原点だという。

「憲法におけるジェンダー問題は決して周知的なものではなく、メインテーマとして議論されるべきものである」と法学者間に啓発してゆく必要性を辻村教授は常々感じている。今後は憲法学者としては、これまでに出版した憲法の教科書や比較憲法の本の改訂を。ジェンダー学の面では経済学博士の大沢真理教授との共編のシリーズ「ジェンダー社会科学の可能性」等を出版する予定だ。



憲法学者としては1990年に著書「フランス革命の憲法原理」で渋沢・クローデル賞を受賞するなど、数々の実績を持つ。「女性だからジェンダー」ではなく、あくまで一憲法学者の立場からジェンダーを見つめたい。

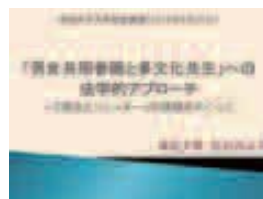


2009年8月3日・4日に開催したG-COE国際セミナー「多文化共生社会のジェンダー平等—グローバル化下のジェンダー・多様性・共生」。フランセス・オルセン教授や上野千鶴子教授らを招き、ジェンダーと多文化共生について活発な議論が行われた。

研究テーマは「憲法」「比較憲法」「フランス憲法」そして「ジェンダー法学」と大きく分けて4分野。現在、各分野での執筆・出版が相次いでおり、進行中のものだけで17冊にも及ぶという。



2009年刊行の『憲法とジェンダー—男女共同参画と多文化共生への展望—』で第2回昭和女子大学女性文化研究賞を受賞。その贈呈式・受賞者記念講演会が5月25日(火)に昭和女子大学にて行われた。



My favorite

大きな影響を受け、そして現在「ジェンダー法学」へ携わるに至った原点でもある、オランプ・ドゥ・グージュ。彼女の名を冠したランプ・ドゥ・グージュ 広場が2004年、パリ第3区に新設された。フランス憲法を研究している関係で、パリにはよく訪れる辻村教授。その際同広場へも足を運ぶことにしている。そこで初心を思い出し、気持ちを引き締める機会にしているのだと

